

障害者虐待事例集

【参考資料】

平成27年3月

千葉県健康福祉部障害福祉課

【参考資料】 目次

NO	資料	頁
1	障害者虐待防止法における虐待種別	1
2	障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲	3
3	障害者虐待への対応の流れ ①養護者による虐待 ②障害者福祉施設従事者等による虐待 ③使用者による虐待	4 5 6
4	虐待防止チェックリスト	7
5	福祉サービスに係る自立支援給付等の体系	14
6	成年後見制度の概要と市町村長申立ての流れ	16
7	障害者差別解消法の概要	18

障害者虐待防止法における虐待種別

虐待の種類	内 容	
身体的虐待 (第1号)	養護者 施設従事者等 使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
性的虐待 (第2号)	養護者 施設従事者等 使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
心理的虐待 (第3号)	養護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	施設従事者等 使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
介護・世話の 放棄・放置 (ネグレクト) (第4号)	養護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による第1号から第3号までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
	施設従事者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
	使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所の他の労働者による第1号から3号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
経済的虐待 (第5号)	養護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者又は障害者の親族が障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	施設従事者等 使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(千葉県障害者虐待対応マニュアルより)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の具体例

虐待の種類	具体的な行為の例
身体的虐待 (第1号)	殴る、蹴る、平手打ちをする、つねる、タバコを押し付ける 無理矢理食事を口に入れる、食べられないものを食べさせる ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服薬させて身体拘束・抑制する 等
性的虐待 (第2号)	キス、性器への接触、性的行為を強要する 性的雑誌やビデオを見るように強いる 裸の写真やビデオを撮る
心理的虐待 (第3号)	「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫 「何度いったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す 成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける 他の障害者児と差別的な扱いをする
介護・世話の放棄・放置 (第4号)	自己決定と称して放置する 話しかけられても無視をする 失禁しても衣服を取り替えない 職員の不注意によりけがをさせる 食事や水分を十分に与えられていない 他のサービス利用者による、障害者虐待と同様の行為を放置する
経済的虐待 (第5号)	年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 本人の財産を無断で処分する 日常生活に必要な金銭を渡さない

(千葉県障害者虐待対応マニュアルより)

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

所在 場所	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所	
		障害者自立支援法		介護保険 法等	児童福祉法					
		障害 福祉 サー ビス 事業所 (入所系、日 中系、訪問 系、GH等 含む)	相談 支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、通所 系、訪問系、 居住系等 含む)	障害児 通所 支援 事業所 (児童 発達 支援、 放課後等 デイ等)	障害児 入所 施設等 (注 1)	障害児 相談 支援 事業所			
18 歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者 支援 (都道 府県) ※	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	—	障害者虐 待 防止法 (省令) ・適切な 権限 行使 (都道 府県 ・市町村)	児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道 府県)	障害者虐 待 防止法 (省令) ・適切な 権限 行使 (都道 府県 ・市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限 行使 (都道 府県 労働局)	障害者虐 待 防止法 ・間接的 防止 措置 (施設長)	
18 歳 以上 65 歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			—	【20 歳 まで】 (注 2)	【20 歳 まで】	—			—
65 歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高齢者虐 待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道 府県 ・市町村)	—	—	—			—

注 1 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

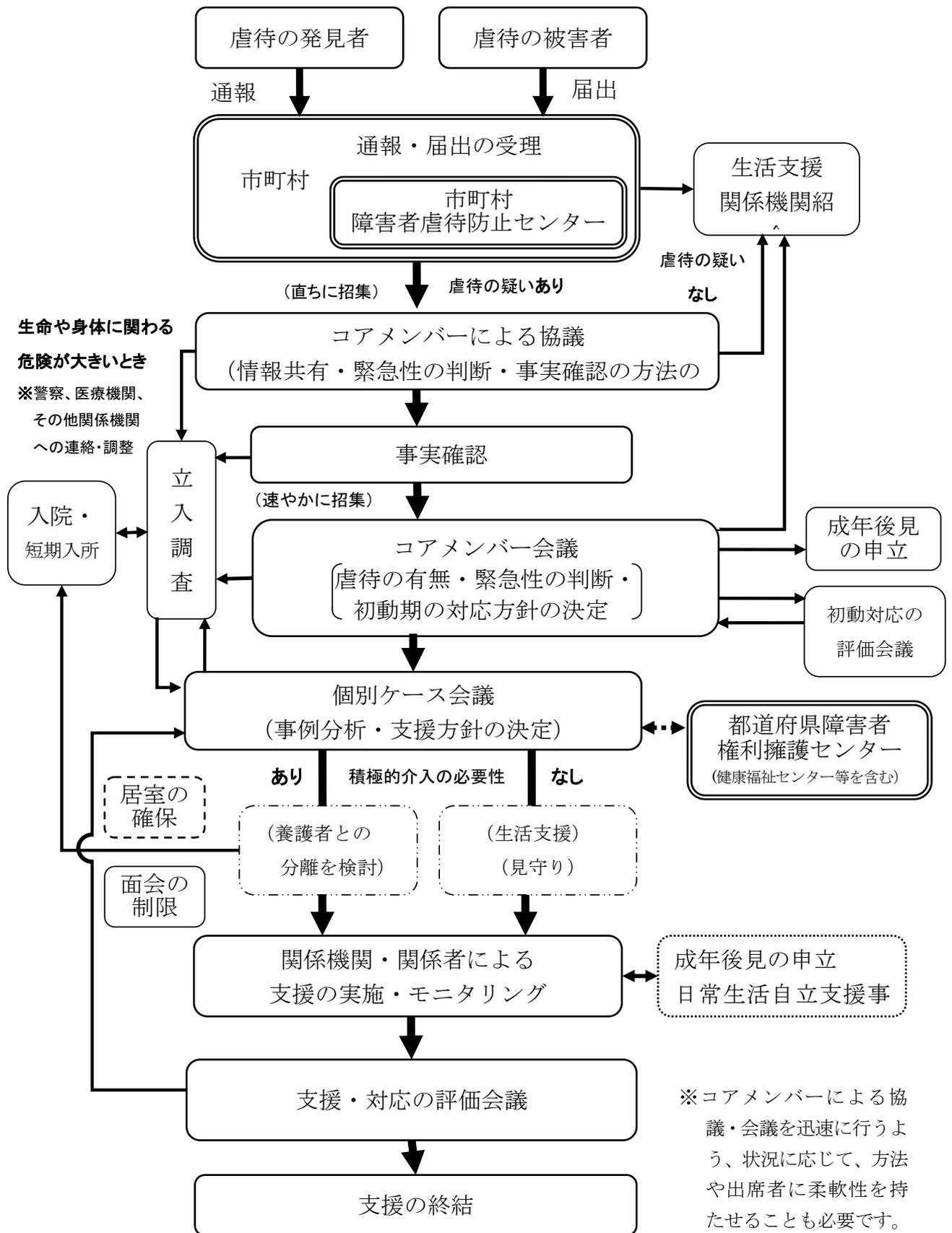
注 2 放課後等デイサービスのみ

※ 養護者への支援は 18 歳未満の場合でも障害者虐待防止法も適用

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる

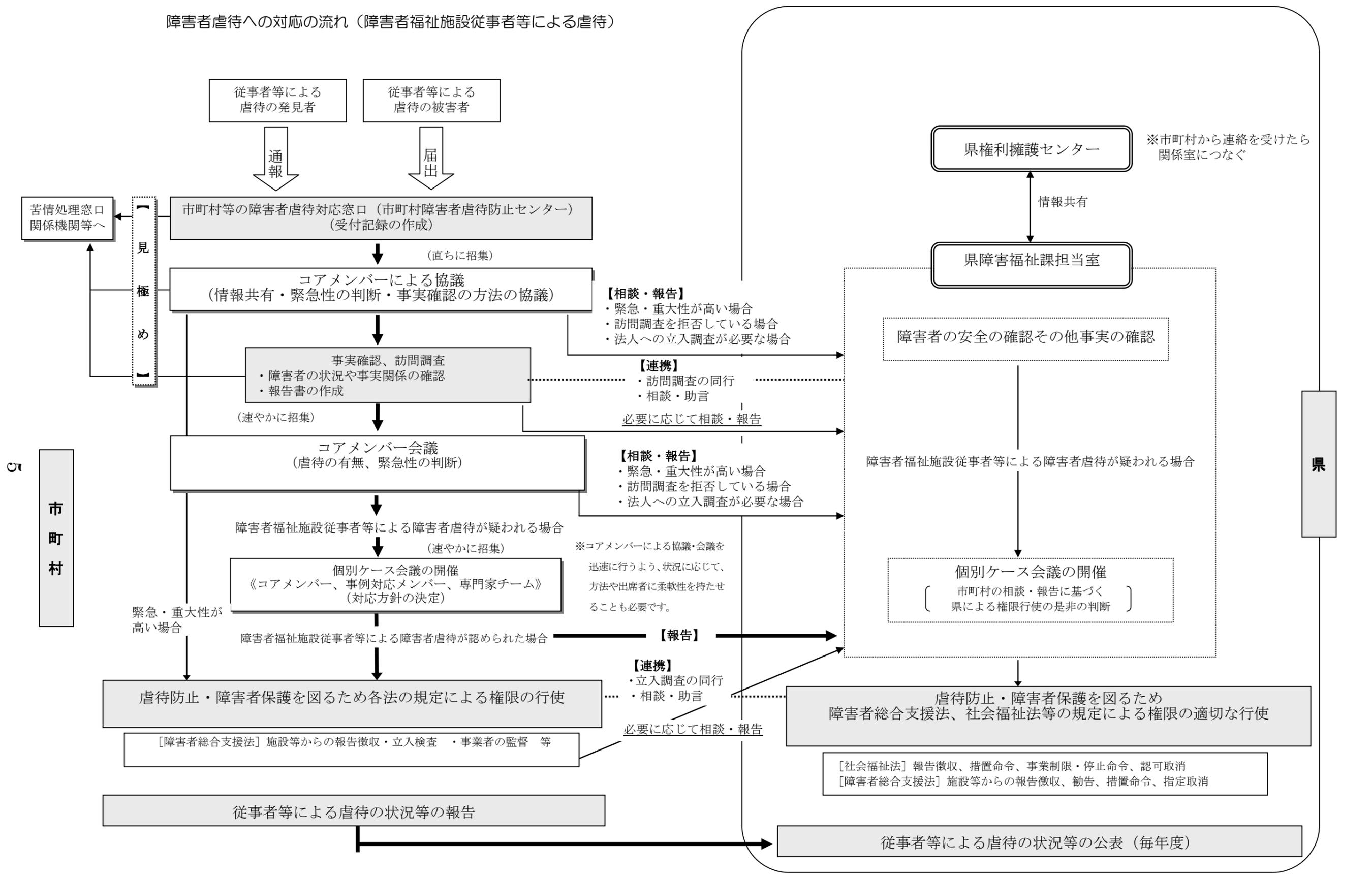
(千葉県障害者虐待対応マニュアルより)

障害者虐待への対応の流れ（養護者による虐待）



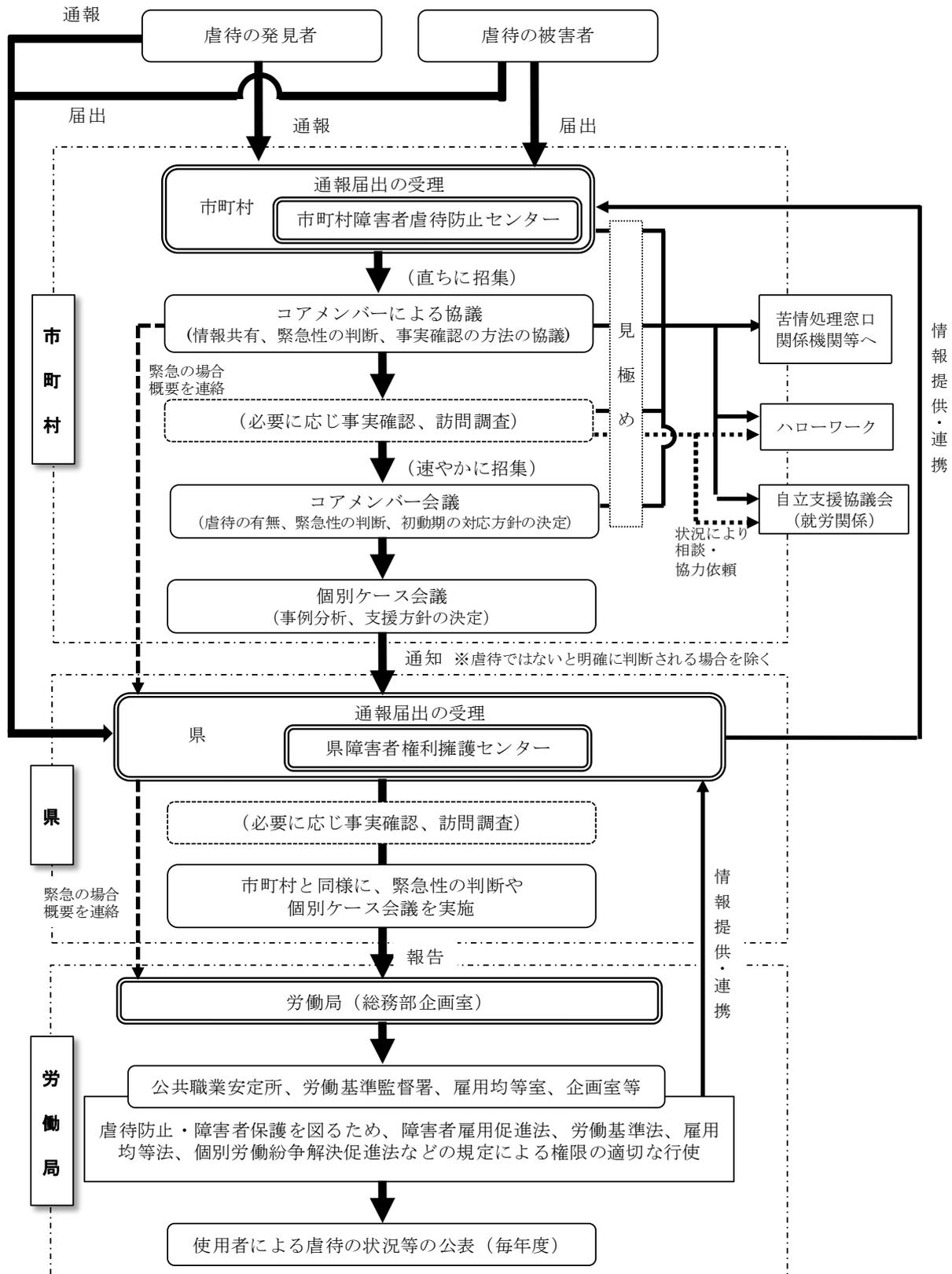
(千葉県障害者虐待対応マニュアルより)

障害者虐待への対応の流れ（障害者福祉施設従事者等による虐待）



(千葉県障害者虐待対応マニュアルより)

障害者虐待への対応の流れ（使用者による虐待）



(千葉県障害者虐待対応マニュアルより)

「障害者虐待防止マニュアル」(NPO 法人 PandA-J) 参考

虐待防止チェックリスト

【参考】

障害者虐待のサインリスト (例)

障害者は、虐待されても自らSOSを訴えないことがよくあります。小さな兆候を見逃さずに、早期に虐待を発見しなければなりません。虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。複数に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断してください。これらはあくまで例示なので、ぴったり当てはまらなくても虐待がないと判断しないでください。類似の「サイン」にも注意深く目を向けてください。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<ネグレクトのサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える
- 日常生活に必要な金銭が渡されていない

<セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

施設における虐待防止のための取組用

A：体制整備チェックリスト（例）

【虐待防止に対する管理者の意識・姿勢】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
3. 虐待防止に関する責任者を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
8. 身体拘束について検討する場を設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない

【苦情、虐待等の解決体制の整備】

1. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
2. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【職員への意識啓発、研修】

1. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
----------------------------------	---

2. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	---

【職員のメンタルヘルス、利用者・家族等との関係性の配慮】

1. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 施設経営者と施設職員との風通しをよくする取り組みを進めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. 施設職員同士の風通しを良くする工夫を行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 施設と利用者またはその家族との風通しをよくする取り組みを進めている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
6. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
8. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【外部からのチェック】

1. 「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審を除く)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. ボランティアの受入を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
4. 実習生の受入を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない

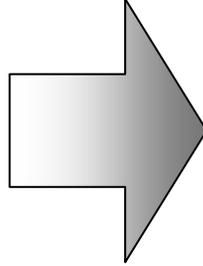
【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

1. 障害者（児）やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）などの事業者間の連携を図っている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
3. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力（意見交換等も含む）をしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 概ねできている <input type="checkbox"/> できていない
4. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村からの依頼があった場合等）を行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

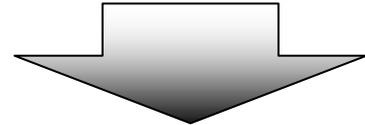
※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）参考

B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート（例）

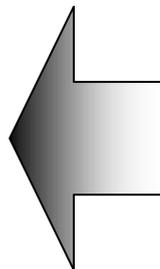
1. チェックリストにより、取り組みが進んでいない事項や更に改善する必要のある事項の原因や課題



2. 1の解決・改善に向けて必要な対応や工夫、現時点で対応が困難である場合にはその理由



4. 解決・改善状況の評価と更に取り組みを要する課題の整理



3. 解決・改善に向けて必要な対応、工夫の具体的な進め方（計画）、目標とする期間

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）参考

C : 職員セルフチェックリスト (例)

《チェック項目》	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）参考

福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入所者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。 ※平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

地域生活支援	
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

(厚生労働省・全国社会福祉協議会作成パンフレット

「障害福祉サービスの利用について」平成26年4月版から抜粋)

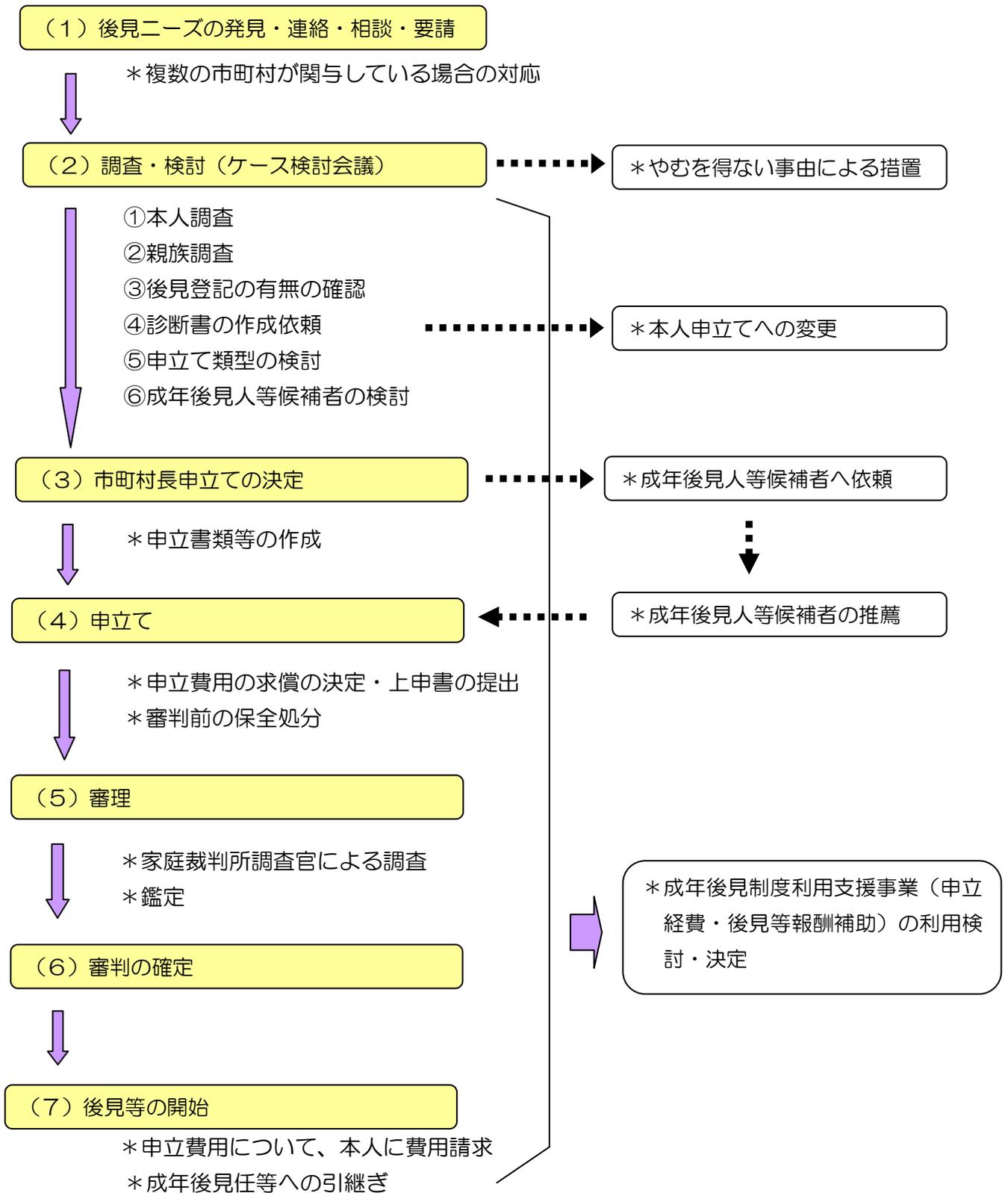
成年後見制度の概要と市町村長申立ての流れ

<補助・保佐・後見制度の概要>

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	<対象者> (判断能力)	精神上的の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者
	鑑定の要否	原則として診断書で可	原則として必要	
開始の手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約法） 市町村長（老人福祉法・知的障害者福祉法及び精神保健及び障害者福祉に関する法律）		
	本人の同意	必要	不要	
機関の名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定法律行為」	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手續	補助開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意	保佐開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手續	補助開始の審判＋代理権付与の審判＋本人の同意	保佐開始の審判＋代理権付与の審判＋本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要		不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務 同左		

（千葉県・千葉県社会福祉協議会『成年後見制度市町村申立マニュアル』から抜粋）

<市町村長申立ての流れ>



(千葉県・千葉県社会福祉協議会『成年後見制度市町村申立マニュアル』から抜粋)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法 <平成25年法律第65号>) の概要

施行日:平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)

障害者基本法第4条 差別の禁止

第1項: 障害を理由とする差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項: 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項: 国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

	国・地方公共団体等	民間事業者
差別的取扱いの禁止	法的義務	法的義務
合理的配慮の不提供の禁止	法的義務	努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、
差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
事業者 ⇒ 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定
※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談	・ 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
地域における連携	・ 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	・ 普及・啓発活動の実施
情報収集等	・ 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供